

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会 「がんばる団体を応援！」事業募集要項

1. 趣 旨

新型コロナウイルスによって従来の市民生活が制限を受ける中、人と人々が繋がるためには新しい手法等を用いることが不可欠となっています。社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下「社協」という）では、コロナ禍において、感染予防を行いながら、市民が笑顔になれるような取り組みを目的とする事業に対して、助成を行います。

2. 助成団体

- ・助成の対象となる団体は、丹波市在住・在勤者で組織されていること(自治会・自治協議会は除く)
- ・目的や活動内容が特定の政治・宗教などに偏っておらず、反社会的勢力に該当する団体ではないこと

3. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、募集要項の趣旨に合うものとします。

【例】

(1) 子どもの遊び場の提供

外出自粛等により幼児などが外出する機会が減っていることから、感染予防を行った上で、安全な遊び場を提供する事業

(2) 運動不足解消

高齢者を含めた市民に対し、気軽に出来る健康体操を考案し、動画を作成する。作成した動画を用いて、市民に指導を行う機会を設ける事業（作成した作品は未発表の作品に限る）

4. 助成金額

1団体につき50,000円までとします。(ただし、3団体まで)

5. 申請方法

社協ホームページより所定の申請書をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、下記送付先へ申請期間内に郵送またはご持参ください。

6. 申請期間

令和3年6月14日（月）～令和3年7月2日（金）【当日消印有効】

7. 選考方法及び結果通知

書類審査を行い、選考の結果、助成が決定した団体へ決定通知書を送付させていただきます。助成に至らなかった団体への通知はいたしません。また、選考経過や結果に関するお問い合わせはご遠慮ください。

8. 助成金の交付

助成が決定した団体へ送金に関する必要書類を送らせていただきます。必要事項を記入の上、下記送付先へ郵送またはご持参ください。書類が確認でき次第、随時指定の口座に振り込みます。

9. 実施報告書の提出

事業終了後、所定の様式で実施報告書をご提出ください。なお、提出期限は、令和4年3月15日(火)までとします。

10. その他留意事項

- (1) 助成が決定した団体は、社協ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 助成が決定した事業で作成された作品について、社協の事業や広報紙等に使用、掲載することを許諾するものとします。また、助成が決定した事業を取材させていただく場合があります。
※自社の製品・サービス等の広告や会社全体の宣伝はご遠慮ください。
- (3) 社協の財源を活用し、活動を行っていることを広報させていただきます。
- (4) 助成の対象となる経費については、事業に必要な経費としますが、人件費や飲食費、交際費等社会通念上認め難い経費については、除外とします。
- (5) 助成対象事業を実施しない場合や目的と異なる事業に助成金を使用した場合また経費が助成金額に満たない場合は助成金を全額または一部返還いただきます。助成金の使い道については、実施報告書で確認させていただきますので、領収書等の保管をお願いします。
- (6) 申請に関するご質問等につきましては、下記メールアドレスへご連絡ください。

【申請書の送付先・問い合わせ先】

〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽 209 番地 1 社会福祉法人丹波市社会福祉協議会
E-mail dantai-ouen@tambawel.jp

11. 個人情報について

「がんばる団体を応援！」事業に関して取得した個人情報は、助成金交付団体の選考及び助成金の交付にのみ使用するものとし、第三者への開示は行いません。